

「年金生活者支援

給付金制度」

ご請求は
お早めに!

対象者の方には
この封筒が
届きます。

現在、給付金を受け取られて
いる方のお手続きは不要です。



老齢年金
生活者
支援給付金

障害年金
生活者
支援給付金

遺族年金
生活者
支援給付金

- 対象者は、一定の所得以下の年金受給者です。 ●年金生活者支援給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。
 - 日本年金機構から送られてきた封筒に入っている請求書に記入・切手を貼ってご返信ください。
- ※基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類をお送りしています。



年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

給付金専用
ダイヤル

0570-05-4092

050 から始まる電話でおかけになる場合は 東京03-5539-2216

年金給付金 検索

(ナビダイヤル)

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare